

## JID とは…

公益社団法人日本インテリアデザイナー協会は、1958年に結成された日本を代表するインテリアデザイナーの団体です。

これまで、近代デザインの半世紀を支える幅広い活動を行ってきました。

メンバーはインテリアデザインを中心に活動するデザイナー、教育、研究などインテリア関連業務に携わる会員と、さらに関連企業や、教育、研究きかんなどからなる賛助会員によって構成されています。

その主な活動は、国の内外を問わず、インテリアデザインを通じて生活環境の向上と問題の解決を図ると共に、将来性のある環境形成へのデザイン認識を深め社会に貢献することにあります。そのため個人、団体はもちろん、様々な国と、意識や方法、技術などの確立のための交流、連帯を深める幅広い実践が続けられています。

21世紀を迎えた今、世界とデザインを取り巻く状況は大きく変化し、新たな枠組みが模索されています。JIDはIFI（国際インテリアデザイナー団体連合）及びAPSDA（アジア・パシフィック・スペース・デザイナー団体連合）の会員として、国際社会の一員としての役割を応分に担い、積極的な国際的活動への参加と発言を目指します。

これからもJIDは、日本の文化を背景に立場と責任を踏まえ、積極的な活動を続けます。

### ●協会の目的(定款より抜粋)

この法人は、インテリアデザインの創作活動を奨励し、人材の育成に努め、インテリアデザインの普及を図り、もって国民生活の文化的向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

### ●協会の事業(定款より抜粋)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① インテリアデザインに関する生活環境保全保護及び地域経済社会の健全な発展に寄与する事業
- ② インテリアデザインに関する調査、研究、及び情報の収集・提供、展覧会等の開催に係る事業
- ③ インテリアデザインに関する講座、講演会、シンポジウム等による人材育成に係る事業
- ④ インテリアデザインに関する公募、審査、受賞対象の発表、表彰に係る事業
- ⑤ インテリアデザインに関する国際相互理解の促進と関係国際機関との協力事業
- ⑥ 前各号に掲げるものの他、この法人の公益目的を達成するために必要な事業

# 入会案内

## ●会員資格の細目(入会に必要な資格)

正会員の資格の細目は次の通りです。

インテリアデザインに関する業務などに従事し、次のいずれかの項目に該当する個人とする。

※入会申請にあたっては、入会申込書用紙の所定欄に下記該当項目の記号に✓印をご記入ください。

- (イ) インテリアに関わるデザインを行い、それを監理した経験があること。
- (ロ) 教育機関において継続的にインテリアデザインに関する学科の講座を担当していること。
- (ハ) インテリアデザインに関する著作物があること。
- (ニ) その他、この法人の事業に賛同する個人。

## ■入会申込

入会希望の方は、入会申込書に必要事項を記入し、本部事務局にご提出ください。

## ■推薦人

正会員の入会申し込みには、正会員または賛助会員2名の推薦が必要です。但し地方在住の方等でどうしても推薦人が得られない場合、推薦人となる会員を紹介いたしますのでご相談下さい。但し推薦人は会費納入等、会員の義務(会員規定第10条)について保証推薦人となるため、迷惑が掛からないよう特にご留意下さい。

## ■入会審査

入会申込書は原則として2ヶ月以内に理事会に上程し、その結果をお知らせ致します。

## ■会費の納入

入会を承認された方は、通知を受けてから1ヶ月以内に入会金及びその年度の会費をご納入下さい。

入会金	20,000円
年会費	45,000円

年の途中で入会される方は、入会承認の月からその年度(4月より翌年3月まで)の会費を月割りにて算定請求いたします。なお、外国在住の方は、別に資料がありますのでご参照下さい。

\*\*\*\*\*

賛助会員の資格の細目は次の通りです。

本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体であって会費を負担するもの。

## ■入会申込

入会希望の方は、入会申込書に必要事項を記入し、本部事務局にご提出下さい。

賛助会員の入会申し込みには、経歴書1通の添付が必要です。

## ■入会審査

入会申込書は原則として2ヶ月以内に理事会に上程し、その結果をお知らせ致します。

## ■会費の納入

入会を承認された方は、通知を受けてから1ヶ月以内にその年度の会費をご納入下さい。

年会費	1口 100,000円 (1口以上)
-----	-----------------------

年の途中で入会される方は、通知を受けてから1ヶ月以内にその年度(4月より翌年3月まで)の会費を月割りにて算定請求いたします。